

盛岡保健所長告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成18年5月30日

盛岡保健所長 鈴木俊彦

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0360100010	たぐち訪問看護ステーション	盛岡市本町通一丁目3番6号	株式会社 たぐちメ ディカル	平成18年5月 1日
0362100026	訪問看護ステーションゆとりが丘	岩手郡滝沢村大釜字上竹鼻123 番地4	医療法人ゆとりが丘 クリニック	平成18年5月 1日